

研究ノート

ナシヨナリテイとは何か  
—— 視角としての「境界」と「戦後秩序」——

鈴木 是生

はじめに

序章 ナシヨナリテイと「境界」

(一) 「冷戦後」とナシヨナリテイの「境界」

(二) 「国民国家」の再編とナシヨナリテイ

(三) 「戦後秩序」の変動とナシヨナリテイ

第一章 ナシヨナリテイと「境界」の位相

(一) ナシヨナリテイと国境・主権・国民

(二) ナシヨナリテイとアイデンティティ

(三) ナシヨナリテイとグローバルリズム

第二章 ナシヨナリテイの「包摂」と「排除」

(一) ナシヨナリテイと「ヤヌス」の顔

(二) 「国民」(nation)と「国家」(state)

(三) 二つをつなぐ「II」のパラドクス

第三章 ナシヨナリテイの「境界」と「戦後秩序」

(一) 「帝国」から「国民国家」へ

(二) 「民族自決」とは何だったのか

(三) 「境界」の再構築と異質化

おわりに

はじめに

冷戦の終結は、二つの大きな問いを惹き起こす契機であった。一つは、「冷戦後」の「新しい世界秩序」のあり方をめぐるものであった。その帰趨は、「西側の勝利」を受けたグローバルリズムとデモクラシーの関係をいかに齟齬なく展開しつつ「グローバル・ガヴァナンス」を構築していくかであった。二つに

は、「二〇世紀」の意味を総論的に再考するものであった。のちに触れる「二〇世紀」論はすでに流行を終えているが、社会主義体制の崩壊や民族問題など、そこで提示され、あるいはその克服によって新たに惹き起こされてきた課題は、未決のまま「世界秩序」論に連動してきた。<sup>(2)</sup>

これら二つの問いは、同時に「ナショナルなるもの (the national)」への関心を再び喚起してきた。前者の問いは、世界市場の画一化と民主化を軸に推進されたグローバル・ガヴァナンスが「国民国家」との「折り合い」をいかに帰着させるかを提起してきた。ところが後者の問いに関連して、内戦や民族紛争が頻発し、いまだ「新しい無秩序」の渦中に投げだされたままの人びともいる。それらは、冷戦後の「新しい秩序」構築の過程と重なり合ってきた点で、前者の問いかけと無関係ではない。

本稿は、「冷戦後」という時代から、二〇世紀に遡って「ナショナルリテイ」論を再構成するための予備的考察であり、その目的は問題の所在を明示することにある。冗長ではあるが、まず主題を明確化するため序章でナショナルリテイの〈境界〉を論じる意義に触れ、つぎにナショナルリテイをめぐる〈境界〉のインパクトを再検討し、最後に関心を国際政治に引き寄せつつナ

ショナルリテイと「戦後秩序」について問題を提起しておきたい。<sup>(4)</sup>

## 序章 ナショナルリテイと〈境界〉

国境に包摂される主権的領域は、政治生活の「所与」として意識されるかもしれない。しかしその「所与」が崩れさるとき、政治生活はそれゆえに大きく変容を迫られる。とくに、主権的領域からの排除を余儀なくされる人びとにとって、国境の変更に決定的な意味合いを帯びる。移住や追放、あるいは難民化や広義のディアスポラ化を強いられることもある。<sup>(1)</sup>ときに周辺国や国際社会を引き込む紊乱さえ惹き起こすが、それらは、物理的強制力に担保された主権性を当為とする〈境界〉の排他性を典型的に表現している。

ただ、そうした事態は国境の変更に限られるわけではない。政治生活の領域を広汎に見渡すとき、その高低はともあれ、さまざまな〈境界〉の壁が見いだされる。これまでも「国民(nation)」の〈包摂 (the included, the inclusive)〉と〈排除 (the excluded, the exclusive)〉、あるいは「民族 (nationalities/nations/ethnic groups)」間の〈境界〉が、ナショナルリズム論やエスニシティ論の焦点の一つでありつづけてきた。今日もまた、グローバルゼーションと主権国家のゆくえ、民族・地域紛争や移民・

難民の受け容れ、多民族国家の統合について議論されている。国境が物理的強制力によって囲い込まれている限り、民族間関係のあり方への模索、包摂と排除をめぐる論争はつづくであろう。

(一)「冷戦後」とナショナリティの「境界」

冷戦後、ウェストファリア体制と「国民国家」の「見直し」が論点化されてきた。その焦点の一つは、グローバリズムに則った、ナショナリティと主権のゆくえを展望するものであった。<sup>(2)</sup>それらは、金融市場の隆盛と国際的労働力移動の増大にもなう国境の非浸透性の低下と、ソ連・東欧圏の崩壊に次ぐグローバル・レベルでの民主化、それらと相俟って昂進する米国の「一極支配」化という権力配置の変動に鑑みて論じられてきた。これらの連動する冷戦後は、再び「国民国家」のあり方を問うことになった。

第一に、国境を越える多様な動きをいかに捉え、国際政治のファクターとして位置づけるのか、また国境に保守されてきた「国民国家」の主権性はいかに変容しつつあるのか。例えば、EUにみられる国際統合や欧州市民意識の醸成は、「国民国家」を構造的に変容させてきたのか、しつつあるのか。確か

に、市場の地理的拡大と取引の量的増大は、少なくとも国境の敷居を漸減させたとの論調に説得力を与え、ひいては主権国家の担い手であるナショナリティにさえ変容を迫るものとみなされるかもしれない。しかし他方で、冷戦期から現在に至る、国境を軽視した軍事介入（「国際的内戦」）と主権性の関係はどのように説明されるのだろうか。<sup>(4)</sup>

第二にこれと関連し、境界線をめぐって「新しい」論点も提起されてきた。それは、国境の画定に対する「正義」をめぐる問いかけである。そもそも国境には、いかなる正統性があるのか。<sup>(5)</sup>例えば、旧ソ連の領域を引き継いだ新興独立国家において、民族追放を経験しつつ画定されてきた境界はいかなる意味で正統と言えるのか。また、旧ユーゴスラヴィアで生じた民族間の軋轢・対立・紛争の帰結として承認された新たな国境は、「正義」と言えるのか。これらの事例（ディアスポラ化したメスフ人、セルビア共和国の Kosovオ問題など）にみられるように、主権的領域の再画定や紛争の抑制は必ずしも安定的な秩序を促してきたわけではない。<sup>(6)</sup>

いずれにおいても、冷戦後の秩序に向き合うとき、あらためてナショナリティの「境界」に引き戻されるであろう。つまり、ナショナリティは、グローバリズムの文脈において言えば

「越えられつつあるのか」、また内戦や新たな国境の問題に即して言えば、過去の境界と「いかに向き合うのか」、そして境界は「越えられるべきなのか」が問われる。そこで、冷戦後に発せられてきた上記の問いを咀嚼しつつ、「国民国家」について再度検討することが求められる。

## (二)「国民国家」の再編とナショナリティ

冷戦後に特徴的なナショナリティを越えようとする運動とナショナリティの殻に「閉じこもる」運動は、ともに空間的に、したがって人びとの生活感覚として「ヨコ」の秩序変化として捉えられてきた。もちろん、国際的移動やコミュニケーションの拡大・深化はナショナリズム論やエスニシティ論のなかでも論じられ、越境する人びとやモノの量的増大にともなう「国民国家」の「ゆらぎ」への問いかけは新奇とは言えない。しかし、「国民国家」それ自体を捉え返そうとすれば、空間的な境界（「越える」か「越えられない」か）と同時に、時間的な、つまり「タテ」への視点も不可欠である。

第一に、「国民」と「国民国家」からなる秩序に対し、その「原基」となる「エトニー (ethnic)」やエスニシティ、あるいはその秩序から疎外されたマイノリティの存在がもつ今日的意味

とは何かであり、それらへの歴史的視点を欠くことはできない。なぜなら、人間の移動や空間的な境界の設定は現在進行形であるにとどまらず歴史的であり、エスニシティやマイノリティもまた、「国民国家」を前提とする、歴史的に策定された「境界」を保持しているからである。

第二に、越境する人びとの「ヨコ」の生活感覚は、歴史に遡って再構築される。例えば、難民や移民の社会生活におけるさまざまな差別（居住、雇用、社会保険、参政権など）がエスニシティや異質なコミュニティを組成する基底要因であるとすれば、差別される側は、差別の過程やアイデンティティの歴史的背景へ眼差しを向けるであろう。その意味で、「アイデンティティ・ポリテイクス」<sup>(8)</sup>それ自身が、国際政治の「タテ」感覚を呼び覚ます背景をかたちづくっているのであり、過去の「内実」は現在の意味を付与されながら再構成されるだろう。

第三に、今日のグローバリズムは、隠喩化して言えば、国境を跨ぐ内部と外部の連繫強化によって「国民国家」の強靱さを示してきた。極端な例として、国際的テロリズムは、国境を「自在に」越えていく点でグローバリズムの反映である。あるいは、近年のフランスにおけるムスリムの暴動が示したように、社会内の軋轢や対立が表面化すると、コミュニティの再生と再

定義への衝動が加速し、文化や伝統の見直しや独自性をエスニシテイのなかに見いだす試みが展開される。しかし、両者ともにそれ自体が国境を揺るがすものではありえない。むしろ、いわゆるテロ・ネットワークや越境するコミュニティの紐帯それ自体が「国民国家」を前提にしており、逆にナショナリティを糾合する要因を育む点で「国民国家」の再編を支える役割を果たしてきているのである。

③「戦後秩序」の変動とナショナリティの再編

こうした問題を掘り起こすにあたって、「民族の世紀」とも言われる「二〇世紀」に遡って今日のナショナリティ論に不可欠な視点を探ってみよう。なかでも、ナショナリティを歴史的に考える際、いわば古くて新しい視点として、オリエンタリズムがある。欧州文明に端を発してナショナリティの観念が「モジュール」されてきたことは、B・アンダーソンの論考から確認されるが、それがもたらしてきた「国民国家」の「境界」がいかなる正統性をもちうるのかは自明ではない。「国民国家」は国際政治の基本単位として認知され、ウェストファリア体制は世界秩序を担保するものと観念されてきたが、その秩序を正当化してきたのは西欧の植民地主義であり、明示的にも暗示的

にもオリエンタリズムを基底にしていた。このオリエンタリズムが軋みだすが、二つの世界大戦の経験であり「民族自決」による帝国の凋落であった。この軋みは、大戦を経た「戦後秩序」構築の過程でより明らかに展開されていった。そして国境を再編する「戦後秩序」において、それがなお息づいていることは多くの論考が明らかにしている。例えば、E・サイードにとって、パレスチナの難民問題は「境界」の「不正義」であり、K・サーヘニにとって、ロシア人のアジア人蔑視こそ「朝鮮人やクリミア・タタール人など」は「ナショナリティやエスニシテイの尊厳を蔑ろにする「不正義」である。

それに抗う運動を育んできたのもオリエンタリズムであった。しかし、民族自決の思想と運動は、植民地主義に対抗するがゆえにナショナリティを絶対化せざるをえない陥穽にはまり込んだのかもしれない。反植民地主義のなかで企図された「国民建設 (nation-building)」はナショナリティによる支配への対抗としてナショナリティの「再興」を促し、「境界」を再生産してきたからである。民族意識について、「民衆全体がその胸にふかく秘めた願望の整然たる結晶でもなく、民衆動員の生み出す最も具体的直接的成果でもなく、所詮は単なる内容空虚な、

脆弱な、大ざっぱな「形態」とみなし、「人が容易に民族（ナシオン）から種族（エトニー）へ、国家から部族へと移行する」ことをF・ファノン<sup>(4)</sup>は看破していた。その「わな」を端的に示したのが、「国民建設」の失敗に次ぐ内戦であり、ナシヨナリテイの枠外に放りだされた難民の存在であった。<sup>(5)</sup> こうした境界の画定をめぐる運動が最も激しく闘われたのは「戦後秩序」の構築においてであった。またその過程でナシヨナリテイの意味が再確認されてきた。その意味で、「民族自決論を再構成しつつ、その「意義と限界」をめぐる評価を確定することは、なお今日的課題の一つである。

## 第一章 ナシヨナリテイと〈境界〉の位相

これまで、ナシヨナリテイやネイションの定義に関する困難さは多々指摘されてきたが、国際政治においてこれらがどのように位置づけられ、その動因となってきたかに関する理論研究は少ないように思われる。<sup>(6)</sup> ここで、国際政治の主体である「国民国家」について、「国境の画定が先か、それともナシヨナリテイの形成が先か」という問いを設定してみよう。<sup>(7)</sup> 「国境が先」という答えは一面では正しく一面では不適切である。ナシヨナリテイが形成されているにもかかわらず国家を

もたない場合もあるし、ナシヨナリテイを備えているがゆえに新たに「国民国家」として主権をもつこともある。「ナシヨナリテイが先」という解答についても同様である。国境に内包されつつ排除された人びとがナシヨナリテイを育む場合もあれば、同化してナシヨナリテイを新たに獲得する場合もある。このように、ナシヨナリテイと国家の関係は絶対普遍的固定化されたものではない。ここでは、ナシヨナリテイとさまざまな〈境界〉がもつ意味合いについて概観していきたい。

### (一) ナシヨナリテイと国境・主権・国民

国際政治において〈境界〉とは国境であり、その領域は主権と不干渉原則の相互承認を前提している。国際秩序が成立しているとするれば、それは世界レベルで主権国家間の境界が相互に是認されているからである。逆に、その前提が崩れていれば、少なくとも安定した国際秩序は成立しがたい。いずれにしても、主権性が秩序の構成単位であり、国境のもつ意味は、個人、国家、国際社会のあらゆるレベルで重要な〈境界〉の一つでありつつづけている。

概略的に言えば、(ネオ)リアリズムにおいても(ネオ)リベラリズムにおいても、国際政治とは主権国家間の政治であり、

国家は「所与」である。とくに、国家のパワーに秩序の源泉をみるリアリズムは主権性を拠り所としてきたし、ここにしか拠り所はない。例えば、ネオ・リアリストのK・ウォルツにおいて国際政治はシステムとして構造化されており、その構成単位 (the unit) は主権国家に同定される。あるいは、主権を「国家が実際に享受しうる自律性の総量、もしくは実際に裁量しうる能力の総量」(operational sovereignty)<sup>(2)</sup>として主権を「相対化」するかにみえるネオ・リベラリストのR・コヘインにとっても国家は第一義的である。

ただ同時に、主権国家とは「国民国家」であり、それはナショナリティとして「想像され」てきた。主権国家を「国民 (nation-*bits*)」「*Styphen*」「国家」として把握するとき、国家からなる世界は異相を呈してくるかもしれない。逆に言えば、ウォルツやコヘインらにおいて「国民」と国家を繋ぐ「*Myth*」の意味はあらかじめ考察の対象から外されている。それは、分析レベルを限定し、国益を突き合わせる場として国際政治が語られているためである。

しかし、字句通りに解することはできないが、「国民国家」は「ゆらぎ」を経験してきた。この「ゆらぎ」において重要なのは、「境界」とは本質的に相対的であるという点にある。そもそも

も領域は、程度の濃淡はあるものの外部の影響を被っている。広義の干渉はもとより、他の「境界」が国境に影響を及ぼし、ときにその変更を迫ってきた。その意味で国境とはプロセスであり、事実九〇年代以降も「国民国家」は増えてきた。また、チエチェンなど分離独立運動は沈潜化にさえ至っておらず、さらに「民族性」を保守する国粹主義的排外主義が終息する見込みもない。

その意味で、「われわれが画定している境界を何が正当化し、境界が供する目的は何か、境界が画定されるべき位置はどこか、どこまで浸透可能であるべきか否か」<sup>(3)</sup>についての考察は、領域的境界と法的境界と同様に、その倫理性 (ethics) を問うものでなければならない。その問いは「境界」の政治性を捉える不可欠な視角である。なぜなら、国家の主権と「国民/民族であること (nationality/nationhood)」を結びつけている権力を蔑ろにはできないからである。そして国際政治においてこそ、両者が相互に絡み合う過程を見出すことができるであろう。同時に、こうした問いが、既存の「境界」やその変更を正当化することになりうることに留意しておく必要がある。

「境界」とは本質的に相対的であるという点にある。そもそも

## (二) ナショナリティとアイデンティティ

つきに、諸個人が背負う文化やアイデンティティを考へてみたい。文化やアイデンティティの核となる言語の習得は後天的であり、それらは出生や血縁の偶然性によって規定される。諸個人からなる世界があるとすれば、その偶然性はあらゆる「境界」を乗り越えることができるかもしれない。しかし、そこで「身近な」例として、「国籍 (nationality)」を有しているか否か、習得された言語に「国民性 (nationality)」が備わっているかを含み込んで「境界」を想定してみると、文化やアイデンティティが後天的であるがゆえに「国民国家」の重みがむしろ増していくというのが現実である。

あらためて、「国籍」とは何か、そして「無国籍」とは何か。国籍をもつ者にとってナショナリズムは「身近」でありうる。もちろん「無国籍」の者にとっても「身近」でありうる。しかしおそらく二つの「ありうる」の内実は同様ではありえない。ここではイデオロギ的にナショナリズムと反ナショナリズムを対置させているわけではない。重要なことは、決定されたアイデンティティが実際の社会生活を営む上で大きな意味をもちつづけることである。

文化やアイデンティティに「国民性」が備わっていない場合

は、それが無いという理由で「国民国家」の圧力はより強力なものとなる。例えば、無国籍者やマイノリティは国境を跨ぐことさえままならないし、政治的権利の制限を余儀なくされるであろう。いずれにしても、偶然性は特定の「境界」に閉じ込められ、「想像された共同体」においてさえ必然性を醸し出すことであろう。<sup>(6)</sup>

ただ、この点では、国境を越えるアイデンティティや文化のハイブリッド化が「境界」を新たに作りだし、変化を生みだしていることにも注目しておかなければならない。あらためて、アイデンティティや文化の獲得が後天的である限り、それらは本質的に相対的である。したがって、環境の変化は人間のアイデンティティの対象を変え、重層化/多文化(あるいは逆に一元化)することになる。<sup>(7)</sup> もちろんこれも、「国民国家」やナショナリティを越えるものとはなりえず、新たなナショナリティを「想像する」過程と捉えられるかもしれない。

## (三) ナショナリティとグローバリズム

つきに、あらゆる「境界」に「開かれ」、「国境なき世界化」としてイメージされる「グローバリゼーション」を考へてみたい。しかし、グローバリゼーションとは資本制の拡大過程であ



り「国民国家」やナショナリティ(国籍など)それ自体をただちに相対化するわけではない。なぜなら、「国民国家」やナショナリティはグローバル化とともに成立してきたからである。むしろ、グローバル化に晒されるがゆえに国境に閉じ込められ「国民国家」の権力を増大させる、あるいは「開かれていく」がために新たに「閉じられる」領域もある。つとに指摘があるように、例えば利潤を生まない領域はあらかじめ排除されるをえないからであり、その場合、越境する大企業の資本の流れが一つの標になる。<sup>(9)</sup> その意味で、グローバル化の矛盾は、文字通りにグローバルでありえない点にある。

また、グローバル化の「強制力」が機能するなかで提起されてきた「社会的排除」——労働市場のインフォーマル化、「アンダー・クラス」の拡大、「新しい貧困」の増大、エスニシティや宗教・人種による差別の継承といった趨勢は、新しい「境界」を国内において生みだしつつづけている。<sup>(10)</sup> それは、「経済的な配分に関する貧困や剥奪にとどまらない、社会的、政治的次元と相互に関連しているがゆえに「境界」を色濃く滲ませつつある。

さらに、これから「国民国家」を「正常化」しなければなら

ない「破綻国家」の再構築が国際政治のアジェンダの一つとなつている(ソマリア、ルワンダ、スーダン、アフガニスタン、東ティモールなど)。これらをグローバル化に對して「国民国家」の理念を追求する「逆行した」動きとしてみるのには短絡的である。むしろ、それらが文化やアイデンティティの一元化を願望するがゆえの運動かどうかは一概に断定できないが、ポータル化への圧力がポータル化の運動を惹き起していると言えないであらうか。

このように、いかに「境界」が可変的かつ重層的であるとしても、また「国民国家」が「相対化」され「ゆらぎ」を経験しようとも、主権国家としての「国民国家」がそのアイデンティティを放擲する世界を想像することは困難である。<sup>(11)</sup> その根底にあるのがやはりナショナリティをめぐるさまざまな「境界」ではないだろうか。ただ、ここでナショナリティとは「国家(State)」と同じではない。抽象的であるが、国境があるがために新たな「境界」が国境に対して伸縮する過程をどのように捉えるか、あるいは捉え返すかが課題であらう。

## 第二章 ナショナリティの「包摂」と「排除」

西欧(The West)起源の「国民」とナショナリズムは、その

「始点」においてすでに「包摂性 (inclusiveness)」と「寛容 (tolerance)」、「デモクラシーへの土台 (democracy-building)」を理念的に含意するものであった。しかしそれらは、それゆえにこそ「排他性 (exclusiveness)」と「不寛容 (intolerance)」、そして「反デモクラシー (anti-democracy)」を「起源」において内在化せざるをえなかった。<sup>(1)</sup> ナショナリズムとは「境界」を前提せずに展開しえないからであり、ナショナリズムの「ヤヌス」の顔は、つとに古典的ナショナリズム論の主題でありつづけてきた。<sup>(2)</sup>

ナショナリティに関する理論と言説が「民族の世紀」と言われる二〇世紀を跨いで今日なお顕在しつづけている所以でもある。ナショナリティを「擁護する」にしても「批判する」にしても、それらの理論的営みの多くは「境界」をめぐる議論を重ねてきたが、ナショナリティは、「リベラリズムとデモクラシーとの親和性を保持するがゆえに〈包摂的〉である一方で、〈排他的〉なのである。<sup>(3)</sup>

「包摂性」の「排他性」の両面を同時に持つ「境界」の存在は、国家の内外を跨いで存在する「境界」も本質的に包摂的であるがゆえに排他的である。例えば市民権が示すように、法的に境界は設定される。あるいはディアスポラが実践してきたよう

に、その法的機能をナショナリティの論理それ自体によって乗り越えようとする運動にみられる。しかし、そのディアスポラを受容するか否かは国家の裁量に任されており、その意味でディアスポラはあくまでも従属的である。それは、多くのディアスポラを受け入れてきた「移民国家」においてさえ同様である。「デニスン (二級市民)」は、ホスト国の寛容性を示すこともあるが、字義通りに「寛容」(耐えること)でしかないことの本質でもある。それは、ナショナリティが法的・制度的なメンバースhipという「境界」を設定しているためである。<sup>(4)</sup>

ナショナリティの包摂と排除に関する理論は多岐にわたるが、いくつかのアプローチを整理し、その上でナショナリティの「境界」を「世界秩序」の文脈で再評価する意味を提示していきたい。

第一に、歴史的に「国民国家」の形成過程をナショナリティの視点から論じる論考がある。その是非はともかく、ここでは近代化論の正当性が据えられるかもしれない。たしかに、「国民国家」の形成と発展こそは統治形態の発展型とされ、「伝統」の破壊・再構築と中央集権化(同質化)が追求されてきた。しかし、第二次大戦後とくに七〇年代以降、近代化と「国民国家」の発展を結びつける議論に疑義が突きつけられてきた。

とくに「モジュール」の原基である西欧諸国をはじめ、それらは、多文化主義や文化相対主義に代表される、一元性を求める「国民国家」への批判的視点を提示するものであった。六〇年代以降の「国内植民地」論を嚆矢に、「相違への権利」、「異質との共存」はその典型的な表現であった。<sup>(5)</sup>

第二に、それらの「国民国家」への批判は、アイデンティティの「境界」を焦点化するにいたる。とくに冷戦後のグローバリゼーションを踏まえ、メンバーシップとしてのナショナリティのあり方が論じられてきた。ただ、冷戦後のメンバーシップに関する議論は大きく枝分かれしてきた。<sup>(6)</sup> 例えば、西欧諸国では、メンバーシップによる「境界」をいかに越えるかを主題に据える議論があつた。しかし他方では、旧社会主義諸国や紛争地域では「境界」の再設定が課題とされ、デモクラシーの制度化と深く関連づけられてきた。

第三に、アイデンティティの「境界」は可変的あるいは可塑的でもある。エスニック・グループのアイデンティティの「境界」は一定ではない。例えば、ユダヤ教徒からなる「移民国家」イスラエルはその「ゆらぎ」のなかにあると思われる。イスラエル・アラブ人とパレスチナ人はともに事実上の「二級市民」として「境界」を隔てているが、別の「境界」を「共有」して

いるとも言える。また、旧ソ連・東欧系のユダヤ人とモロッコやチュニジアからの「黒いユダヤ人」との間にも「境界」が成り立っている。<sup>(7)</sup>

こうした意味で、「先住民」や「部族」でさえ、想像／創造された「歴史的存在にほかならない。そして、これらの理念や運動が国際秩序にいかなる影響をもたらしてきたのか、もたらしつつあるのか。あるいはこれらの「境界」はいかなる秩序構想の下に構築されてきたのか。本論へ向けた第二の課題はこの点にある。

### (二) 「国民 (nation)」 Ⅱ 「国家 (state)」

とくに八〇年代以降、「国民国家」における多民族共存のあり方が議論され模索されてきた。理論的にはその擬制性をめぐって「国民」の概念が再検討され、エスニシティやマイノリティが「復権」を遂げてきた。また米・豪など移民国家の多文化主義や西欧の文化的・地域的多元主義、あるいは社会主義連邦解体にともなう民族紛争をめぐる民族間関係が論議されてきた。その点で、制度的にも認識のレベルでも「国民国家」は変容してきた。<sup>(8)</sup> しかし同時に、概念においてさえ、「国民国家」を論じること自体の困難性も明らかになってきた。

まず、西欧に起源をもつ「国民国家」だが、イギリス、フランス、ドイツなど、それぞれにおいて「国民とは何か」について、概念レベルでさえ合意をみるのは難しい。つとに指摘があるように、ネイションとナチオン、ピープルとフォルク、あるいはナーツィアやナロードはそれぞれ合致せず、また移民国家のネイションとの間にもニュアンスが認められる。さらに、「国民国家」成立における「時差」は、概念の歴史の変容と並んで、「国民国家」のしくみにも差異をもたらしてきた。例えば、「四つのネイション」からなる連合王国イギリスと「単一不可分」の中央集権国家フランス、あるいは血統主義の伝統が強いドイツを「国民国家」として同列に論じることが困難となる<sup>(9)</sup>。

さらに、現在の共存・共生をめざす制度的様態についても各国に差異が認められる。例えば、イギリスとフランスでは、異質性を承認する点で同じ多元主義と解されつつも、前者では非同化主義的な多元性を保持するのに対し、後者では統合をめざす同化主義の色合いが濃いことが指摘されている。

歴史的には、「国民国家」がリベラリズムと不可分の関係にある点であり、ここでリベラリズムは、H・コーンの「西欧型ナショナリズム」とほぼ同義である。「民族国家」は「東欧型ナ

ショナリズム」として位置づけられる<sup>(10)</sup>。この議論を範型とすれば、今日のリベラル・ナショナリズム論も、リベラリズムとしての「国民国家」がより〈包摂的〉であるのに対し、「民族国家」がより〈排他的〉であると二分法の文脈で展開されているとみなすことができる<sup>(11)</sup>。

リベラル・ナショナリズム論が展開するように、この〈境界〉がハードであるかソフトであるかは重要である。「国民国家」と「民族国家」を区分することは必要であり、具体的にはシティズンシップの要件の「寛容さ」に反映される。それは、無国籍者やディアスポラはもとより、難民や亡命者にとって緊要な意味をもちつづけているからである。

ここで問題は、第一にリベラリズムが生来的に包摂的であるかどうかであり、第二にリベラリズムの包摂性はどこに〈境界〉を設けてきたのかにある。前者について、「国民国家」の生成において——したがってナショナリティの生成は排他的であるとする議論がある。その是非はともかく、包摂性が排他性を不可避的に〈境界〉づけることにある。

したがって重要なのは、「国民国家」の〈境界〉それ自体が包摂的か排他的かではなく、包摂される〈境界〉がいかに設定されてきたのかにある。本稿はリベラリズムを包摂的であると前

提しているが、リベリズムの包摂性がナショナリティの排他性を胚胎させ、したがってナショナリティの「境界」による「自由」という逆説が「国民国家」において成立することになった。

(三)二つをつなぐ「II」のパラドクス

これまで述べてきたように、民族やナショナリティとは相対的なものであり変化しうるが、国家の領域や主権性もまた、同様である。その意味で、「国民国家」は、アンダーソンの周知の表現に倣えば「想像された共同体」にすぎない。エスニシティもナショナリティも「想像される」という意味で同じであると言える。

しかし、ナショナリティは、その「起源」において「包摂」と「排除」の論理を内在化させてきたのであり、それは「国民国家」の統合を図る上で不可避であった。重要なことは、両者がともに絶対性・普遍性を主張しつつも、ともに重なることができないことにある。ここに、ナショナリティをめぐる矛盾がある。

この点で、領域的排他性を創出する過程で鍛洗されてきた「国民」II「国家」の理念は、対内的な境界の「自己暗示的な

強制性の機能を有していた。その意味で、ナショナリティは第一に実現不可能なイデオロギーである。しかし、これをいわずに埋め合わせる方が、「国民統合」のための制度の絶えざる変遷と「国民国家」の変態であった(中央集権国家、連邦国家、連合国家など)。しかし、いずれにおいても、国家統合の接着剤はデモクラシーでしかありえない。このデモクラシーを楯子に形成された統合の理念は、何よりも移民国家のそれに認められる。

その意味で「包摂性」は、移民国家としての米國やカナダ、オーストラリアにおいてより実現されてきた。それは、「民族国家」の理念を追求する不可能性と、「国民国家」の形成理念としての「普遍性」が歴史的に「特異なもの」として支えられてきたからである。「民族国家」の理念からは排除されるはずのマイノリティを含めて、ここでの「国民国家」の理念は、多文化主義や文化的多元主義として最も制度化されている。しかし、移民国家のもつ「包摂的」特性が、逆に内部において「排他的」であることは、アメリカやイスラエルなど、移民国家の多くにおいて認められる。例えば、歴史的にアメリカのエスタブリッシュメントは移民の階層性によって秩序づけられる側面をもってきた。あるいはイスラエルでは、「黒いユダヤ人」は差

別の待遇を受けていると観察されている。つまり、指摘してきたいのは、移民国家がより（包摂的）であるがゆえに差別的・階層的になりうるということでもある。

つぎに、領域的自治の理念にそくした連邦国家がある。ソ連の場合、言語的地域的連邦制とも言えるが、その理念は、あくまでも諸民族の区分を明確にしたうえでのみ共存・共生であった。その意味で、連邦国家は近代国家理念への「譲歩」の産物であるとともに、「国民国家」理念を追求する一つの知恵となってきた。しかし、その現実には、連邦単位ごとの分裂に帰着し、紛争の原因の一つとなった。<sup>(1)</sup> さらに、特異な例として分断国家があげられる。これはむしろ民族の共存を理念とするものではないが、民族単位の統合への動きを絶えず惹き起こしてきた点で、またこれを生みだした国際秩序からみると、いわば制度化された「国民国家」であるとも言えよう。<sup>(2)</sup>

### 第三章 ナシヨナリテイの〈境界〉と「戦後秩序」

領域に根ざす国境はアイデンティティはもとより秩序の構築と不可分であり同時に不可欠でもある。<sup>(1)</sup> 序章で触れたように、「新しい秩序」形成において（境界）の変更が果たされると

き、それは「新しい無秩序」を同時に呼び起こす。ここでは、「二〇世紀」論を手がかりに「世界秩序」の視点からナシヨナリテイをめぐる〈境界〉について考えてみたい。

国際政治における「二〇世紀」論はこれを「戦争の世紀」とあり「民族の世紀」であり、あるいは「アメリカの世紀」として捉えてきた。多くの場合、これらの考察は冷戦の終結という大状況を契機にしていた。例えば、社会主義体制とその終焉をモチーフにしたE・ホブズボウムの「短い二〇世紀」論も、あるいは産業と国家の組織化を主題とした塩川伸明の「長い二〇世紀」論にさえ同様の問題意識があった。<sup>(2)</sup>

冷戦の終結にはいくつかの含意があったが、何よりも社会主義体制の死滅にともなう構造変動があった。例えば、欧州の政治地図は「鉄のカーテン」を背景に退かせ大きく塗り替えられた（EUとNATOの東方拡大）。逆にいえば、冷戦の終結がもたらしたインパクトの意味が「二〇世紀」を論じるモチーフとなってきた。最後に、二〇世紀国際政治史へのアプローチとして、「世界秩序」をナシヨナリテイの〈境界〉という視点から議論を紡ぎつつ、問題提起をしたい。

<sup>(1)</sup> 国境はアイデンティティの重要な要素である。アイデンティティの形成は、国境の存在に大きく影響される。国境は、アイデンティティの形成に不可欠な要素である。

(一)「帝国」から「国民国家」へ

第一は、二〇世紀国際政治史における「暴力」と「正義」についてである。

冷戦を含め「世界戦争」の時代は終わり、民族・地域紛争が冷戦後の「世界秩序」をめぐる焦点とされてきた。確かに、冷戦の終結は「戦争」のかたちを変え、世界を同時的かつ直接的に巻き込む大戦の危機を免れていると言えるかもしれない。ただそれは、冷戦の終結がもたらした平和のかたちの一つにすぎない。

冷戦の終結によってもたらされた平和こそが正当化する暴力がありうることを視野に据える必要がある。冷戦後の身近な事例は「人道的介入」による武力行使であり、その軍事介入の決定過程と手法である。例えば、この武力行使で果たされる「誤爆 (collateral damage)」は「正しい爆撃」の裏返しであり、ひいては「正しい戦争」として捉えられることもある。それらが「新しい秩序」の紊乱に対する介入であるとすれば、逆に「新しい秩序」のための武力行使ということになるだろう。

ただ、ここでの主題にそくして言えば、冷戦後ゆえに「悪化」する暴力が冷戦という文脈のなかで連鎖してきた点を捉えることができるかが重要であろう。例えば、二〇世紀を貫くバ

レスチナリイスラエル紛争における難民キャンプでの虐殺は、「暴力の有効性」を立証しえたこと<sup>(4)</sup>にあった。その事実の「消去」は、確実かつ継続的に暴力と正義が結託して果たされつつけていると思われるからである。

ここであらためて、「世界戦争」を視座に据えることによって、ナショナリティと「戦後秩序」の相互関係を辿ることの意味が再確認されるだろう。例えば、第一次大戦後の秩序は、「国民国家」からなる国際秩序へ向けてその秩序を「暴力的に」展開する最初であった。民族自決原則の確立は、一方で帝国主義支配からの脱却を具体化する展望を世界化した<sup>(5)</sup>が、同時に「国民国家」理念の世界化は新たな境界画定とともに、暴力を正当化するエナジーとして機能し、不完全な境界画定は新たな境界をめぐる紛争を生みだしてきた。

その後「帝国の時代」が崩れていくに従って、また「国民建設」の困難性が明らかになるにつれて、「民族国家」理念への疑義は深まり「国民国家」は多民族国家として認識されてきた。かくして、多民族国家の統合や共存を試みるとき、歴史的概念としての「帝国」のあり方が「再評価」されうるかもしれない<sup>(6)</sup>。確かに、諸民族の共存を歴史的に捉え返すとき、「帝国」の枠組に対する一定の再評価を引き起こすのは当然かもしれない。帝

国原理は、多民族的であるがゆえに領域内の隅々までを中央集権的に統括できない、緩やかな国家であるからである。もちろん、「諸民族の春」や「民族解放」にみるナショナリズムの運動は、その帝国という政治統合の枠組に対する政治的自立の運動であったことも忘れてはならない。しかしそうした共存のあり方を問う直すためにも「帝国」から「国民国家」への歴史的展開を踏まえておかなければならないだろう。

## (二)「民族自決」とは何だったのか

第二は、このような暴力を特定の民族やエスニシティに対して生みだしつづけてきたパワー・ポリティクスへの視角である。

二〇世紀国際政治をナショナリティに軸を据えて考察するとき、それはナショナリティの「生成」と「消失」の過程として捉えることができるかも知れない。パワー・ポリティクスとしての「世界戦争」こそは、「国民国家」の生成とその世界化を促してきたからであり、「国民国家」が「民族」「国家」の合成語である限り、両者を体现するナショナリティはその動因でありつづけてきた。とくに、「世界戦争」は境界画定に決定的意義をもっていた。例えば、「第三世界」の領域的境界線は植民地の

遺制とはいえ、ナショナリティの形成とアイデンティティの構築に際して多大なインパクトを与えてきた。<sup>(7)</sup>

しかしそのなかで、すでに統計化され、したがって抽象化された多くの犠牲者が生みだされてきたのであり、それが現代のナショナリティの姿を反映しているのである。そこで問題は、この「国民国家」の境界がいかに画定され、いかに「受容」され「拒否」されてきたのかにある。それはまた、第一次大戦期に国際政治の「原則」とされた、「民族自決」をどのように結びつけて論じることができるのかにある。それが第一の課題に直結していることは言うまでもない。

確かに、「第三世界」の運動は、文化的自己主張と自己確認であり、価値の保持・創造／創造であり、それは西欧的価値への反抗を内容において持ち備えていた面がある。この点で、西欧対非西欧という枠組は支配者と被支配者の構図を明確に描きだすとともに、民族自決は文化相対主義を導く上できわめて重要な意義をもっていた。

しかし、独立後の国家建設と領域の不一致はエスニシティ・宗教・言語・地域性の構造的矛盾を浮き彫りにし、いわば「非国家的境界」<sup>(8)</sup>が内戦と国際的介入を導くことにもつながった。とりわけアフリカでの「国民国家」建設の失敗は今日なお克服



されておらず、あらためてナショナリティと「民族自決」の關係が問われなければならない。<sup>(9)</sup> アフリカ研究者による「ナショナリティなきナショナリズム」という評価は、「共同体」として「想像されえない」現実への再考を迫っている。<sup>(10)</sup>

### (三) 〈境界〉の再構築と異質化

第三は、再度、このような暴力を直截に行使し正当化しうる主体としての「国民国家」についてである。グローバリズムの思潮に覆われた今日でさえ、「国民国家」の排他性は、内部においてさえ、生きつづけている。

「モデル」としてのフランス革命が近代国家を基礎づけてきたとすれば、あらためてルナンの「忘却」という概念のもつ力を「国民国家」は見せつけているように思われる。国民概念それ自体はきわめて特殊なものとして捉えられてきたことをルナンは語っていた。それゆえに「国民」は、歴史的に形成されてきたと同時に、「歴史を再構成しつつ」「国民」を鍛洗してきたという二つの意味で歴史的存在である。そのなかで「国民国家」の原理の普遍化は、同時に世界を異質化せざるをえなくなつた。なぜなら、それぞれのナショナリティが他のナショナリティとの相違を主張することによって自己の〈境界〉を構築し

てきたからである。そしてまた、主権という擬制が境界の変更を容易に認めないという原則を内在化しているがゆえに、ナショナリティのリアリティを顕示することになる。

しかし、既述のように、重なり合えないナショナリティと国家をつなぎとめつつ「国民国家」を統合しなければならぬとすれば、内部の〈境界〉を何らかのかたちで設定しなければならぬ。もちろんそこで、移民やエスニック・グループなど異質な存在をめぐって、それらを認めつつ統合を企図する場合もあれば、〈差異の政治〉から「承認の政治」へ、逆に排除を志向する運動も現れてくる。いずれにおいても、「国民国家」は、内部にある〈境界〉を保ちつつも絶えず国民性の再構築を繰り返しているのである。その統合過程において〈境界〉の位置を決定するのは国家主権でありつつづけている。その意味で、「国民国家」は本質的に排他的であり、その歴史的過程を批判的に明らかにしていくことは、現在のナショナリティの意味を捉えるためにも不可欠な作業となるだろう。

### おわりに

戦争と暴力は「新しい」平和と秩序の源泉であり、その平和と秩序の形成過程が国境の変遷であることを跡づけることがで

きる。それは、ナショナリテイの主権性に変更を迫ることであり、それが相互承認されることよって平和と秩序がもたらされる。しかし、戦争の終息が平和であるならば、「その平和」こそが戦争への過程を準備しているとも言い換えることができる。つまり、「平和と秩序」が、国境を含めた新たな「境界」を創成することが「平和と秩序」に不具合を来たず源泉でもありうるのである。言い換えれば、「平和と秩序」はそれ自身を破壊しかねない矛盾を胚胎せざるをえないのである。ナショナリテイの「境界」の変遷がもたらしてきた秩序のあり方を考えてみたい。

第一に、「モジュール」としての「国民国家」は「国民建設」を正当化してきた。「ネイションであること (nationhood)」「は、その擬制性 (fiction) の度合いにかかわらず、パワー・ポリティクスの中のアクターである必要条件でありつづけてきた。それゆえに、「国家 (nation) なき民族」(とくにディアスポラ) は「マイノリティ」の地位を余儀なくされてきた。

第二に、主権の相互承認において成り立つ国際秩序は、相互に排他的で競争的であることを前提している。したがって、国家間関係は国内レベルのナショナリテイの内部に影響をもたらすことになる。シテイズンシップ論は「国民国家」内の共存

共生を規範的に説く言説として捉えられることにもなるであろう。イスラエル・アラブ人とパレスチナ人、在日コリアンと韓国人の関係性は、ナショナリテイ内部の「境界」の疑問を浮き彫りにするであろう。

それは、領域的境界ないしは法的な境界に対し、それが倫理的であるかを包み込んだ議論を反映している。確かに、「境界」の「正義」をふたたび問うことは、決して錯誤ではない。むしろ問われつづけなければならない。

重要なことは、国民と国家を結びつけることよって「境界」を堅固化してきたのが国際政治の歴史的展開であるということである。繰り返していえば、さまざまな「境界」を交錯させているのがナショナリテイであるとすれば、そのナショナリテイを「境界」づけてきたのは、パワー・ポリティクスであり、とりわけ「戦後秩序」の形成過程である。

註  
 (はじめに)  
 『ナショナリテイ』の境界をめぐる理論的一考察

『名古屋大学法政論集』一九三三号、二〇〇二年、二三三―二四〇ページ。

- (2) William J. Perry, "Managing Conflict in the Post-Cold War Era", in *The Aspen Institute, Managing Conflict in the Post-Cold War World: The Role of Intervention*, The Aspen Institute, 1996, pp. 55-61.
- (3) Ted G. Carpenter, "The New World Disorder", *Foreign Policy*, 84, 1991, pp. 24-39; Benedict Anderson, "New World Disorder", *New Left Review*, 108, 1994, pp. 3-13. 鈴木「冷戦後の世界」の「冷戦後の世界」を参照。なお、本稿で「冷戦後」は「湾岸危機からNATOが再定義された一九九九年を念頭におく」とする。
- (4) 「ナショナルイデオロギイ」の概念については、拙稿「前掲論文」二五四―二五五ページを参照。なお、本稿で「冷戦後」は「湾岸危機からNATOが再定義された一九九九年を念頭におく」とする。
- (序章)
- (1) Thomas D. Musgrave, *Self-Determination and National Minorities*, Oxford University Press, 1997, pp. 32-61.
- (2) John A. Hall, "Nation-State in History", in T. V. Paul, G. John Ikenberry, and John A. Hall, eds., *The Nation-State in Question*, Princeton University Press, 2003, pp. 1-26; Walter C. Opello, Jr., and Stephen J. Rosow, *The Nation-State and Global Order: A Historical Introduction to Contemporary Politics*, Lynne Rienner, 2004, pp. 245-264.
- (3) Wolfgang H. Reinicke, "Global Public Policy", *Foreign Affairs*, 76 (6), 1997, pp. 127-138.
- (4) Alexis Heraclides, *The Self-Determination of Minorities in International Politics*, Frank Cass, 1991, pp. 46-53.
- (5) David Miller and Sohail H. Hashmi, "Introduction", in Miller and Hashmi eds., *Boundaries and Justice: Diverse Ethical Perspectives*, Princeton University Press, 2001, pp. 3-9.
- (6) Jan Ivar Bjornflaten, "The Meschians: Nationbuilding in Diaspora", *Nordic Journal of Soviet and East European Studies*, 4 (2), 1987, pp. 31-41; Mamoru Sadakata, "Changes in Intervention Theory and the Fragmentation of Yugoslavia", Vojmir Franicevic and Hiroshi Kimura eds., *Globalization, Democratization and Development*, Masmmedia, 2003, pp. 232-234.
- (7) Anthony D. Smith, *The Ethnic Origins of Nations*, Blackwell, 1986.
- (8) この問題については、鈴木「金泰泳『ドイツ・ナチズム』」

ティクスを越えて——在日朝鮮人のエスニシティ』世界思想社、一九九九年、四四—四七、一三〇—一三二ページ。  
 (9) ベネディクト・アンダーソン(白石さや、白石隆訳)『増補 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』NIT出版、一九九七年。

(10) エドワード・W・サイード(杉田英明訳)『パレスチナ問題』みすず書房、二〇〇四年、カルパナ・サーヘニー(袴田茂樹監修、松井秀和訳)『ロシアのオリエンタリズム——民族迫害の思想と歴史』柏書房、二〇〇〇年。また、ジュリア・クリステヴァ(池田和子訳)『外国人——我らの内なるもの』法政大学出版局、一九九〇年も参照されたい。

(11) フランツ・ファノン(鈴木道彦、浦野衣子訳)『地に呪われたる者』みすず書房、一九九六年、一四三ページ。  
 〈第一章〉『The Negro Problem in France (West)』  
 『The Negro Problem』1967, pp. 1-14. (V.L. ジョージ・ユダヤ・ユダヤ)

- (1) For instance, Gidon Gottlieb, *Nation against State: A New Approach to Ethnic Conflicts and the Decline of Sovereignty*, Council on Foreign Relations Press, 1993, pp. 3-5, 14-47.  
 (2) Kenneth N. Waltz, "Realist Thought and Neorealist Theory", *Journal of International Affairs*, 44, 1990, pp. 21-37.

(3) Cited in Stanley Hoffmann, "Sovereignty and the Ethics of Intervention", in *idem*, et al., *The Ethics and Politics of Humanitarian Intervention*, University of Notre Dame Press, 1996, p. 14.

(4) Malcolm Anderson, *Frontiers: Territory and State Formation in the Modern World*, Polity Press, 1996, pp. 2-3.

(5) D. Miller and S. H. Hashmi, *op. cit.*, p. 3.  
 (6) 例えば、岡野八代『シチズンシップの政治学』白澤社、二〇〇三年。

(7) ハイブリッド性については、パトリック・シヤモフソンのラファエル・コンフィアン(西谷修訳)『クレオールとは何か』平凡社ライブラリー、二〇〇四年を参照。

(8) Saskia Sassen, *Losing Control? Sovereignty in an Age of Globalization*, Columbia University Press, 1996, pp. 22-29; John A. Hall, *op. cit.*, pp. 1-2.

- (9) グローバリゼーションへのラディカルな批判として、Berch Berberoglu, *Globalization of Capital and the Nation-State: Imperialism, Class Struggle, and the State in the Age of Global Capitalism*, Rowman and Littlefield, 2003.  
 (10) アジット・S・スブラマニヤム『グローバル化と社会的不平等』(福原宏幸、中村健吾訳)『グローバル化と社会的排除——貧困と社

- 会問題への新しいアプローチ』昭和堂、二〇〇五年、二二八—二二八ページ。「社会的排除」の概念については、同書、第一章とくに二二—二八ページを参照。See also, Paul Hirst, "The Global Economy: Myths and Realities", *International Affairs*, 73(3), 1997, pp.424-425.
- (1) 拙稿、前掲論文(二〇〇二年)、二五三—二五四ページ。
- 〈第二章〉
- (1) Anthony W. Marx, *Faith in Nation: Exclusionary Origins of Nationalism*, Oxford University Press, 2003, chap.1, esp., pp.10-19. ここで「反デモクラシー」とは、異質性をナショナリティに包含することによって、同質性をデモクラシーの要件とする議論を根源から問い直し、「国民国家」の枠内で個人の自由意思が貫徹されない要素を内在化しているという意味であり、制度的デモクラシー全般に対するものではない。
- (2) Hans Kohn, *The Age of Nationalism: The First Era of Global History*, Harper and Brothers, 1962. 多岐にわたるナショナリズム論の領域・アプローチ(歴史的起源やその展開を論じるものから、理論的类型への試み、ナショナリズムの地域性やイデオロギー性を強調するものなど)を網羅するのは困難だが、ナショナリティの本質について古典的文献を整理した以下の文献を参照されたい。Gopal Balakrishnan ed., *Mapping the Nation*, Verso, 1996; John Hutchinson and Anthony D. Smith eds., *Ethnicity*, Oxford University Press, 1996.
- (3) 拙稿「『国民国家』の変容と『国民統合』——戦後欧州の『統合』と『分化』をめぐって」『社会環境研究』第三号、一九九八年、一七六—一七七ページ。
- (4) デレック・ヒーター(田中俊郎、関根政美訳)『市民権とは何か』岩波書店、二〇〇二年、一八〇—一九二ページ。
- (5) 尹健次「異質との共存」岩波書店、一九八七年。
- (6) Will Kymlicka, "Territorial Boundaries: A Liberal Egalitarian Perspective", in David Miller and Sohail H. Hashmi eds., *Boundaries and Justice: Diverse Ethical Perspectives*, Princeton University Press, 2001, pp. 249-271.
- (7) 白杵陽「見えざるユダヤ人——イスラエルの〈東洋〉「平凡社」、一九九八年、二二—六〇ページ。
- (8) 地域主義(localism; regionalism)、パロキアリズム、トランスナショナリズム、コスモポリタニズムなど統合と分化に関する論考は多いが、「国民国家」に関する先駆的業績として、馬場伸也「国民国家の統合と分裂」『世界』一九七八年八

月の論説を、また「国民国家」の擬制性については、とくに福田敏「『国家・民族・権力』岩波書店、一九八八年を参照。

- (9) Rogers Brubaker, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Harvard University Press, 1992, pp.26-27.
- (10) Hans Kohn, *op. cit.*, chap. 8.
- (11) W. Kymlicka, *op. cit.*, pp. 264-271.
- (12) Loren Lomasky, "Toward a Liberal Theory of National Boundaries", in D. Miller and S. H. Hashmi eds., *op. cit.*, pp. 69-73.
- (13) マーティンスの議論も同様の問題関心から展開されている。歴史研究に徹しているが、ここではナショナリズムの本質を再検討するための「したがって現代世界の〈境界〉や〈壁〉と切り結ぶための「ナショナリズム論」として位置づけることもできる。「西欧の「包摂的な」市民「ナショナリズムと偏狭な(Liberal)「エスニック」ナショナリズム」の「二分化された」ナショナリズム論への疑義が提示されているからである(A. W. Marx, *op. cit.*, pp. vii-viii.)」

(1) Yosef Lapid, "Identities, Borders, Orders: Nudging International Relations Theory in a New Direction", in Matthias Albert, David Ja-

cobson and Y. Lapid eds., *Identities, Borders, Orders: Rethinking International Relations Theory*, University of Minnesota Press, 2001, p.7.

- (2) エリック・ホブズボウム(河合秀和訳)「二〇世紀の歴史——極端な時代(上)(下)」三省堂、一九九六年、塩川伸明「現存した社会主義——リヴァイアサンの素顔」勁草書房、一九九九年。
- (3) Michael Ignatieff et al., eds., *Human Rights as Politics and Ideology*, Princeton University Press, 2001, pp. 37-48; Michael Walzer, "The Argument about Humanitarian Intervention", *Dissent*, 2002, pp. 29-37.
- (4) 「タル・ザアタル」や「サブラー」と「シャテイーラ」の難民キャンプでの虐殺について、岡真理「記憶／物語」(岩波書店、二〇〇〇年)を参照。
- (5) Alfred Cobban, *The Nation State and National Self-Determination*, Thomas Y. Crowell, 1969, pp. 57-84.
- (6) 「帝国と国民国家」の関係について、松本彰「方法としての『国民国家と帝国』」松本彰・立石博高編『国民国家と帝国——ヨーロッパ諸国民の創造』山川出版社、二〇〇五年、三—十三ページ。

- (7) M. Anderson, *op. cit.*, pp. 3-4.
- (8) *Ibid.*, p. 5.
- (9) Mark Duffield, *Global Governance and the New Wars: The Merging of Development and Security*, Zed Books, 2001, chap. 8, esp., pp. 202-205.
- (10) 拙稿「民族紛争にみる『国民国家』の擬制性と主権性に関する一考察——『第三世界』における『マイノリティ』の視点から」『社会環境研究』第二号、一九九七年、一六〇—一六二ページ。Gerry J. Simpson, "The Diffusion of Sovereignty: Self-Determinations in the Post-Colonial Age", in Mortimer Sellers, ed. *The New World Order: Sovereignty, Human Rights, and the Self-Termination of Peoples*, Berg, 1996, pp. 43-56.

Transactions of the Entomological Society of America, 1930, pp. 42-50.

Die Zoonosen der Dytiscidenfauna von Japan und die Dytiscidenfauna in der Insel-Gruppe Viti, in Zoologische Zeitschrift für Naturgeschichte, 1929, pp. 1-10.

1930. Die Zoonosen der Dytiscidenfauna von Japan und die Dytiscidenfauna in der Insel-Gruppe Viti, in Zoologische Zeitschrift für Naturgeschichte, 1930, pp. 1-10.

- 1. Die Zoonosen der Dytiscidenfauna von Japan und die Dytiscidenfauna in der Insel-Gruppe Viti, in Zoologische Zeitschrift für Naturgeschichte, 1929, pp. 1-10.
- 2. Die Zoonosen der Dytiscidenfauna von Japan und die Dytiscidenfauna in der Insel-Gruppe Viti, in Zoologische Zeitschrift für Naturgeschichte, 1930, pp. 1-10.